

「2018 年日本政府年次報告『強制労働に関する条約』（第 29 号）（2015 年 6 月 1 日  
～2018 年 5 月 31 日）」に対する日本労働組合総連合会の意見

2018 年 7 月 31 日  
日本労働組合総連合会

質問Ⅱ（２）外国人技能実習制度（iv）報告された違反件数及びその内容の統計データ並びに起訴及び有罪判決に至った件数について

日本政府の年次報告では、2016 年度の監督指導により、重大又は悪質な労働基準関係法令違反について 40 件を送検したとある。一方、5,672 件の監督指導のうち 4,004 件で法令違反が認められており、その違反率は約 7 割にもものぼる。2017 年度の監督指導においても、監督指導を実施した実習実施機関の 7 割に違反が認められており、外国人技能実習生に対する法令違反が多発している状況に変わりはない。

外国人技能実習法は第 14 条において、監理団体および実習実施機関に対する実地検査を定めている。検査の頻度は、技能実習制度の運用要領において、監理団体に対して 1 年に 1 回程度、実習実施機関に対しては 3 年に 1 回程度とされているが、上記違反率を鑑みれば、確実に実地検査を実施することに加え、違反した実習実施機関に対してはより頻回の検査を実施し、開発途上国等への技能移転という国際貢献の制度本旨に沿った適正な運営が確実に行われるようにすべきである。

また、技能実習生からの相談に対して、政府報告では電話やメール等による申告・相談対応の実施とある。しかし、言語によって電話相談の時間や日時が決められているなど、緊急に保護を必要とする場合などへの対応は十分ではない。技能実習生の適切な保護をはかるためには、シェルター等の確保も含めた、母国語によるワンストップで受けられる相談・支援体制が必要である。

以 上

**「2018年日本政府年次報告『就業が認められるための最低年齢に関する条約』（138号）（2015年6月1日～2018年5月31日）」に対する日本労働組合総連合会の意見**

2018年7月31日  
日本労働組合総連合会

**質問Ⅲについて**

日本国政府の年次報告では、就業の最低年齢規制を含む労働関係法令の監視組織として、労働基準監督署と労働基準監督官を掲げているが、労働基準監督官の数（2,978人）は、前回報告（2015年報告：3,954人）に比べて約1,000人減っている。日本国政府は、この理由について、「前回までの報告では、厚生労働本省及び全国の都道府県労働局に勤務する監督官の数を含めていたが、今回から全国の労働基準監督署で監督業務に従事する人数のみを報告することとしたため」とし、「監督業務に従事する労働基準監督官の人数はむしろ増加している」と述べている。しかし、具体的な根拠数値は示されていない。

その上で、労働基準監督官数と5,872万人の労働者（雇用者）数と比較すると、労働基準監督官1人あたりの労働者数は1万9,717人であり、これは労働基準監督官1人あたりの労働者数は最大1万人とするILO基準（※）を大きく下回っている。

監督業務に従事する労働基準監督官はILO基準まで増員し、違反した場合に企業名を公表するなど、就業の最低年齢規制違反をはじめとする労基法違反への適正かつ厳格な対応をはかることが必要である。

※2006年11月ILO理事会「Strategies and practice for labour inspection(GB.297/ESP/3)」

以 上

「2018年日本政府年次報告『人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約（第142号）』（2018年6月1日～2018年5月31日）」に対する  
日本労働組合総連合会の意見

2018年7月31日  
日本労働組合総連合会

質問Ⅱについて

日本国政府の年次報告では、「2013年条約勧告適用専門家委員会オブザベーションについて」の「5 若者や長期失業者等に対する教育、訓練及び生涯学習へのアクセスを促進するための措置」について、「雇用保険の受給できる若者及び長期失業者等に対しては、公共職業訓練が提供されている。また、雇用保険の受給できない、若者及び長期失業者等に対しては、前述の求職者支援制度により、様々な求職者支援訓練が提供されている。」としている。

しかしながら、若者の就労促進については、国の施策として、①新規学卒者等への就職支援を行う「学卒ジョブサポーター制度」や、②就職氷河期に正社員就職に至らなかった長期不安定雇用者に対するセミナーや職業訓練への誘導強化等をパッケージ化した「就職氷河期正社員就職実現プラン」を実施し、一定の成果を上げていることから、こうした取り組みについても本報告に記載すべき。

以上

**「2018年日本政府年次報告『国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関する条約』（第144号）（2015年6月1日～2018年5月31日）」に対する日本労働組合総連合会の意見**

2018年7月31日  
日本労働組合総連合会

条約第5条第1項(c)：未批准条約の批准促進、および2015年条約勧告適用専門家委員会からのダイレクトリクエストに対する政府回答について

ILO懇談会は、2003年以降定期的に開催されてきたが、とくに、中核的労働基準である第105号条約および第111号条約については、依然批准の道筋がついていない。

連合は、政府に対し、未批准条約の批准促進に向けて改正すべき国内法令や慣行を明らし、批准に向けた検討を進めるよう繰り返し要求している。この点に関し、連合は、政府での検討状況の懇談会への情報提供のさらなる豊富化を求める。

また、政府が2015年12月に策定した「第4次男女共同参画基本計画」では、「未締結の条約等に関する検討」として、第111号条約、第175号条約、第183号条約、第189号条約、その他男女共同参画に関連の深い未締結の条約について、「世界の動向や国内諸制度との関係を考慮しつつ、締結する際に問題となり得る課題を整理するなど具体的な検討に着手する」とされている。しかしながら、「計画」では労使の関与など検討体制についての具体的な言及がなく、これらの条約の批准に向けた具体的な検討状況は、連合がILO懇談会で協議を希望する条約として提起し協議の対象にならない限り、明らかにされることがほとんどないのが現状である。また、ILO懇談会で協議する条約は毎年2本以内に限定されているため、批准に向けた前進をはかるうえで困難があることを指摘する。

以 上

**「2018年日本政府年次報告『最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約』（第182号）（2015年6月1日～2018年5月31日）」に対する  
日本労働組合総連合会の意見**

**2018年7月31日  
日本労働組合総連合会**

日本政府年次報告に対して特段のコメントはない。

以 上